

公益社団法人福岡県サッカー協会 役員報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、役員報酬に関する事項を定めたものである。

(役員区分)

第2条 月20日以上勤務する理事を常勤理事と称し、それ以外の理事を非常勤理事、監事を非常勤監事と称す。

(報酬の内容と報酬額)

第3条 報酬内容および報酬額は下記の区分による。

1 常勤理事に対する報酬

常勤の理事1人に対する報酬限度額は年600万円以内とし、本人の年齢・技能・経験・職能を重視し総会の議決により決定する。

2 非常勤理事及び監事に対する報酬

(1) 非常勤理事及び監事が自らの職務の遂行のため業務に従事した場合の報酬は、1時間あたり2,000円とする。なお、1時間未満は無報酬とし、交通に要する時間は除く。

(2) 非常勤理事及び監事が、定款に定めた会議および自らの職務の遂行に必要な会議へ出席した場合の1回あたりの報酬額は以下の区分による。

福岡市内で開催される会議 2,000円

福岡市外（福岡県外を除く）で開催される会議 3,000円

福岡県外で開催される会議 5,000円

(交通費および宿泊料の取り扱い)

第4条 交通費は実費を、宿泊料は1泊15,000円を限度に支給する。

(常勤理事の報酬支給日および支給方法)

第5条 報酬は、原則として年報酬額の12分の1を毎月末日に支給する。

2 報酬は、原則として、本人の希望する金融機関の預貯金口座へ振り込み、支給明細書のみ本人へ手渡すものとする。

(常勤理事が欠勤した場合の取扱い)

第6条 支給月当月に、15日以上（土曜・日曜・祭日を含む）欠勤した場合は、1ヵ月分の支給総額より15日を越えた欠勤日数分に対し1日あたり1ヵ月分の支給額の20分の1を減額して支給する。

(非常勤理事及び監事の報酬支給日)

第7条 請求書の提出があった日より7日以内に現金または本人の希望する金融機関の預金口座へ振り込む。

(報酬からの控除項目)

第8条 協会は、報酬の支給の際、本人が受けるべき報酬から、次のものを控除することとする。

- (1) 源泉所得税
- (2) 特別徴収住民税
- (3) 社会保険料（健康保険料、厚生年金保険料、介護保険料、雇用保険料）
- (4) その他本人と協議の上定めたもの

(懲戒時の取扱い)

第9条 懲戒時の報酬の取扱いは、理事会の議決により決定する。

(規則の変更)

第10条 この規則の変更は、総会の議決を経なければならない。

(付 則)

この規程は、公益社団法人に移行した日から施行する。